

~~有 料 ・ 無 料
職 業 紹 介 事 業 許 可 証 再 交 付 申 請 書
職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書
職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書 及 び 有 料 ・ 無 料 職 業 紹 介 事 業 許 可 証 書 換 申 請 書
有 料 ・ 無 料 ・ 特 別 の 法 人 無 料 職 業 紹 介 事 業 取 扱 職 種 範 囲 等 届 出 書
特 別 の 法 人 無 料 職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書~~

① 令和0年00月00日

厚生労働大臣 殿

(ふりがな) やまぐちろうどうきょうどうくみあい

②申請・届出者 氏名 山口労働協同組合

りぢらう なかがわら たらう
理事長 中河原 太郎

8以外の全文を抹消してください。

- ~~1. 職業安定法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。~~
- ~~2. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。~~
- ~~3. 職業安定法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~
- ~~4. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~
- ~~5. 職業安定法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。~~
- ~~6. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。~~
- ~~7. 職業安定法第33条第4項において準用する・第33条の3第2項において準用する第32条の12第1項の規定により、下記のとおり取扱職種の範囲等を定めたので届け出ます。~~
- 8. 職業安定法第33条の3第2項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。

記

③許可・届出番号	35-特-999999	
(ふりがな) ④氏名又は名称	やまぐちろうどうきょうどうくみあい 山口労働協同組合	
(ふりがな) ⑤所 在 地	〒 753-0000	電話 083(995)0000
	やまぐちけんやまぐちしなかがわらちらう 山口県山口市河原町0番地00	
⑥事業所	(ふりがな) 名称	やまぐちろうどうきょうどうくみあいわりょうしよくぎょうしょうかいじょ 山口労働協同組合無料職業紹介所
	(ふりがな) 所在地	山口県山口市河原町0番地00

⑥欄は、変更の対象となる職業紹介事業所の名称・所在地を記載してください。

⑦変更事項	職業紹介責任者の氏名及び住所の変更	
⑧変更前	●● ●● 山口県防府市駅南町0番地00	
⑨変更後	▲▲ ▲▲ 山口県周南市大字徳山00番地	
⑩取扱職種の範囲等	変更後の氏名には、ふりがなをお願いします。	
⑪変更(廃止)年月日	令和0年00月00日 選任した日または解任した日を記載してください。 届出は事後報告となりますので、変更年月日以降に提出してください。	
⑫職業紹介責任者	氏名	住所
⑬変更(廃止)理由 再交付理由	(例) 人事異動のため	
⑭備考	担当者：総務担当 平川 涼子 083-995-0000	

~~届出者（法人にあっては役員を含む。）（届出者が未成年の場合、その法定代理人をいう。）については、職業安定法第33条の3第2項において準用する同法第32条各号（第3号、第10号及び第11号を除く。）のいずれにも該当しないこと並びに届出者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。~~

また、同法第32条の14の規定により選任する職業紹介責任者については、職業紹介責任者が同法第32条第1号、第2号及び第4号から第9号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、職業安定法施行規則第24条の6第2項第1号に規定する基準に適合すること並びに職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

なお書きは、届出書を提出する前に必ず確認してください。
氏名のみの変更又は住所のみの変更の場合も後段を残してください。